



令和5年11月15日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年9月8日付5会管総第483号により、当審議会に対して諮問された「職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

「職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

## 第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

## 第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置をおおむね講じていると認められる。

その上で、なお留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

### 1 委託の取扱いについて

- (1) 当該事務が数万人の対象者の情報を短期間で集中的に取り扱う業務であることに鑑みると、当該事務について委託の必要性は高いと考えられる。一方、委託はリスクが高まる要素でもあることを踏まえ、都としても委託者の立場から受託者（委託先）の状況を把握し、委託者としての監視・監督を行うことが必要である。
- (2) 当該事務における法定調書の提出に係る業務委託については、職員による常時監視の下、入退室管理措置が講じられたOA室内で実施することとされており、再委託はなく、リスクが軽減されていることが確認できた。引き続き厳格な管理監督に努めること。
- (3) 当該事務における個人番号の収集・管理に係る業務委託については、特定個人情報は生体認証による入退室管理措置等が講じられた作業区域内で実施することとされており、リスクが軽減されていることが確認できた。引き続き厳格な管理監督に努めるとともに、再委託先も含めた委託先監査の充実など、より効果的な監督手法の検証に努めること。

## 2 紙媒体の取扱い及び保管について

当該事務については、今後も継続して一定量の特定個人情報を紙媒体で取り扱うことが見込まれている。紙媒体の取扱いは、紛失・漏えい等を引き起こす可能性が高いプロセスであることから、引き続き厳格な運用管理に努めるとともに、廃棄委託に際しての都職員の立会い等、より効果的な管理手法の検証に努めること。

## 3 外部記録媒体の取扱いについて

当該事務については、今後も継続して一定量の特定個人情報を外部記録媒体に保管し、運搬することが見込まれている。外部記録媒体は、大容量のデータを記録できる一方、一度の紛失等により大量の情報漏えい等が発生するリスクがある。

引き続き、媒体を授受する際の双方確認、保管中の確実な施錠、速やかかつ完全なデータ削除、以上の実施手順を遵守することを都職員及び委託先にも教育するなど、厳格な運用管理に努めること。

## 4 評価書等の活用及び今後の保護評価について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

なお、当該事務に係る保護評価は、平成 27 年に基礎項目評価として初めて実施され、平成 28 年度以降は、リスク対策に万全を期すため等の理由により、全項目評価が行われている。一方、法令等に定められた基準に当てはめると、現状、実施が義務付けられているのは基礎項目評価のみであることが確認できた。

今回の再実施においても、リスクを軽減するための適切な措置をおおむね講じていると認められることから、次回の再実施に当たっては基礎項目評価のみ行うことも考えられる。

## 第3 審議経過

年月日	審議経過
令和 5 年 9 月 8 日	諮問
令和 5 年 9 月 27 日、10 月 4 日及び 11 日	本評価書案概要説明・審議 (第 69 回特定個人情報保護評価部会)

令和5年10月26日	審議（第70回特定個人情報保護評価部会）
令和5年11月15日	「職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）に係る特定個人情報保護評価書（案）」について答申

（答申に関与した委員の氏名）

神橋 一彦、徳本 広孝、西貝 吉晃